

## 北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱

昭和 48 年 9 月 24 日  
平成 5 年 7 月 1 日一部改正  
平成 16 年 4 月 1 日一部改正  
平成 18 年 4 月 1 日一部改正  
平成 22 年 4 月 1 日一部改正  
北 海 道

(趣 旨)

**第 1** この要綱は、災害により自己所有の家屋並びに借家に居住し被災した世帯主に対し、知事が災害見舞金を支給する基準を定めるものとする。

(支給の対象)

**第 2** 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた災害の住家被害に対して支給する。

(災害見舞金の区分及び受領者)

**第 3** 災害見舞金の区分及び受領者は、次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	受 領 者
全 壊	見舞金	居住者
半 壊	〃	〃

(支給額)

**第 4** 災害見舞金の支給額は、次に掲げる範囲内とする。

区 分	金 額	摘 要
全 壊	20 万円	自己所有の家屋に居住し被災した世帯主
半 壊	10	〃 〃
全半壊	6	借家 〃

(支給除外)

**第 5** 第 2 に掲げる対象者であっても、被災者の責めによる場合は、支給しない。

**第 6** 災害見舞金の支給事務は、総務部危機対策局危機対策課において取り扱うものとする。